



Title	中国における法学教育の検証：その本質・役割およびその改革
Author(s)	丁, 相順
Citation	阪大法学. 2015, 64(6), p. 416-436
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71571
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国における法学教育の検証

——その本質・役割およびその改革——

丁 相 順

はじめに

- 一 中国における法学教育の歴史的な検証
- 二 中国の大学における法学教育の構成および本質
- 三 アメリカ化か、あるいは本土化か？ 法律修士制度（J.M.）の導入と中国法学教育改革のあり方
——法科大学院との比較から
- 四 法学教育の発展における統一試験の役割について
- 五 未来に向けた中国の法学教育

はじめに

中国における近代的な法学教育は二〇世紀の始めごろ、清末の法律改革とともに発足したのであるが、中華人民共和国の成立につれて、ソビエトからの影響を受けたために、いわゆる社会主義の法学教育が一九五〇年代に定着することになった。しかし、文化大革命のあいだ、中国の法学教育は一時中断して、七〇年代の末から復活したも

のである。七〇年代から、三〇年あまりの間に中国の法学教育は著しく発展を遂げたが、法学教育の質についてまだ低いと指摘されることは少なかつたのである。本文は中国の法学教育を歴史的に検証した上で、その本質・役割およびその改革について論じる。

一 中国における法学教育の歴史的な検証

中国における近代的な法学教育は二〇世紀の始めごろ、清末の法律改革とともに発足したのである。そのときに、アメリカ、イギリス、欧洲の大半の国々に留学した学生を通じて、成立したばかりの中国の法学教育にインパクトが与えられたが、日本への留学生の人数が圧倒的に多かつたために、日本から中国への影響は著しかつたのである。⁽¹⁾

一九四九年に中華人民共和国が成立するまで、中国の法学教育機関はほとんど大学に付属しており、高等教育の一環として四年制の学部が主に存在してきた。中華人民共和国が成立してから、法学教育の再開が試みられてきたが、五〇年代には、当時の国際情勢の影響で、同盟国であるソビエトからの影響が色濃かつた。⁽²⁾

六〇年に入って、文化大革命などの政治運動が起こり、その最中に、北京大学と吉林大学を除いて、全国の法学教育機関は廃止され、法学教育を担当した教員も農村部に下放された。文化大革命の終結に伴つて、一九七七年の秋から、鄧小平の指示により、全国大学統一入学試験が行われ、よつて文化大革命期に行われていた基層組織による推薦入学の方式が廃止され、北京大学と吉林大学は全国において初めて初めて統一入学試験の合格者を対象に、正式な法学教育を実施することとなつた。⁽³⁾

一九七七年から、全国の大学のうち、二校しか法学教育を再開していなかつたのであるが、その後、全国で法律を教える法律教育機関の数は著しく増えて、一九八〇年代の後半に法学部を持つ大学は一〇六校に達し、在籍する

学部生も一四〇〇〇人がいた。一九九〇年から二〇〇〇年の一〇年間、法学部を中心に法学教育を行った大学は二三三校まで増加し、さらに二〇一〇年までの一〇年間にかけて、法学部を設置した大学は六三〇校までに発展してきた。規模としては、七〇年代の後半において、僅か数百人の在校生であったが、現在は在籍する学部生は四五〇〇〇人まで増えてきた。数が増加してきただけではなく、学位も目覚しい発展を遂げた。四年制の法学部生のほか、大学院レベルで法学教育を行っている修士課程、博士課程の規模も、ゼロから四百近くまで増えてきた。修士といつても、さらに法学修士と法律修士に分けられ、多様な法学人材養成システムがこの三〇年間において形成され、発展を遂げた。⁽⁴⁾

この三〇年間の法学教育の発展が著しいのであるが、深く探求すると、以下の理由が考えられる。

第一は、中国が実施した改革と開放の政策転換があげられる。七〇年代後半から、中国は文化大革命を終え、一九七八年に中国共产党は「改革」と「開放」、および「民主」と「法制」の政策を実施した。これらの政策転換は文化大革命の「無法」「無天」のような無秩序を打破し、法律によつて国を統治することになった。文化大革命において廃止された司法機関および行政機構は徐々に再建され、法律に精通した人材が不足したので、いかに速やかに法律人材を養成することができるかは、喫緊の課題となつた。特に、開放政策の下に、海外からの投資を誘導するには、国内の法律整備だけではなく、国際法と外国の法律が理解出来ることは特に重要であった。一九七八年に中國では刑法と刑事訴訟法、および外資投資法など「改革」、「開放」に関連した法が作られ、それが法学教育の内容となり、一層法学教育の発展を促進したといえよう。法律体系が徐々に整備されるとともに、法学教育の内容も充実し、人材養成の規模と質に対しても、より一層の期待が高まりつつあつた。

第二に、「法治国」（法によって国を治める）の方針の提出と法律職の発展は九〇年代法学教育発展の大きな要因

となつた。鄧小平は一九九二年南方などの改革の最前線を視察し、さらに改革を呼びかけた。その後、中国の指導部は市場経済と「法治国」の基本方針を確定し、憲法にも規定した。

この背景の中で、市場経済と「法治国」を実施するためには、中国ではいろいろな分野で法律を理解できる人材に対する需要が一層高まつた。それとともに、法律職の改革も行われ、弁護士は国の管轄から自由競争にもとづく法律職となり、パートナーシップ的な法律事務所に変化してきた。そこで、このニーズを満たすために、多くの大学は法学部を設置してきた。同時に、実力がある有名な大学では、法学教育のレベルを高めるために、修士課程と博士課程の設置を積極的に申請し展開した。司法部と教育部を始め、中国政府もレベルの高い法律人材を養成するために、初めて、アメリカの法学教育をモデルにして、法律を専攻していない学部生と実務経験を有する法律関係者を対象とした法律修士という、あたらしい専門的な学位も創設した（詳細は後述）。

第三に、中国の高等教育の発展と拡大との関係がある。前述のように、文化大革命の間、中国の高等教育は停止され、専門的な教育はまったく機能していなかつた。一九七七年、全国の統一入学試験が再開されてから、初めて専門的な教育と科学研究などの役割が取り戻された。

法学教育は中国の高等教育の中でも、文科系社会科学という属性があり、法律人材への需要が高まつた七〇年代後半から二〇〇〇年までの間、就職しやすい人気ある専攻であつた。そこで、多くの大学はなるべくこのような専攻の開設を望んだのである。特に、九〇年代に当時の教育界の最高責任者であった李嵐山の強い要望で、大学の規模拡大と短期大学から大学への昇格などの事業が行われた。過去の単科大学が総合大学に昇格するには、急速に専攻や学部を増やしていく必要があり、その事情を背景として、短期間の間に法律専攻と法学部の数は増えていった。この勢いは二〇〇〇年代になつてからも続き、多くの理工系大学でも過去の一〇年間において学部が増設された。

あまりにも急速に規模の拡大を図つたため、今では法学部は就職率が最も低い学部の一つになつてゐる。⁽⁵⁾

第四に、中国法学教育の属性との関係がある。中国の法学教育はアメリカのような法曹養成を目的としたものではなく、むしろ本科生（学部生）向けに一般的な法律知識を教えるという狙いで、また大学院生には高度な法律専門知識を教えることを通じて、法学各分野の研究能力を養成することを目的とする。特に、中国の各学位の法学教育は法曹資格の取得とまったく関係がなく、大学で法学学位を取得することは、受験資格と制度上のつながりがない。法曹養成では主に一定の試験から選抜し、合格できた人を対象に一定の法スキルを訓練した後、法曹に就職させる、または就職した後職業訓練を行う。よつて、四年制大学の法学部教育では体系的に法律知識を教えて、人文精神と法律観念を伝授することがその主な機能である。それと同時に、大学院の法学教育の主な目標は学生の「坐而論道」の学術能力と水準を向上させることにあり、主な授業方式は文献講読である。それを通じて、優れた学術論文を書くことができる大学教師と専門研究者を育ててゐる。つまり、法学教育は廉価な教育なので、安易に開くことができる。特に総合大学と実力がある大学は簡単に許可を取得できる。法学教育は社会科学の分野に属するので、多くの大学は過去のマルクス主義とか、政治理論の教員を変身させて法学教員とし、法学部を開設することが少なくなかったのである。

第五に、中国法学教育の発展と对外交流は法学教育発展の基礎を提供した。この一〇年間に法学専攻を開いた大学の数は倍以上に増えてきた。もう一つの基礎として、七〇年代後期以来、法学教育の発展したことの寄与があるといえよう。一九七七年から、法学教育が再開された後、速やかに発展を遂げた。特に、大学院で高度な研究能力を目指す修士と博士の教育は一九八六年に誕生した。博士課程の学生募集および教育は教育部が認可した北京、上海、重慶、长春などの有力総合大学と政法大学で展開され、二〇一〇年には三七の大学と一三一五二人の在学者数

に達し、多数の研究者と大学の教師を輩出した。

そのほか、八〇年代から海外留学より戻ってきた若手研究者も大学の教授陣に加わり、法学部で教鞭をとることになった。八〇年代フォード基金会のサポートにより、一〇〇名以上の中国の若手教員が米国に渡って、訪問学者として米国で学んだ。その多くは帰国して、重要な役割を果たした。また、日本の文部科学省は中国の教育部と協力して、指定した重点大学から法学を含む留学生を選抜した。⁽⁶⁾ 国費留学生のほか、日本は中国との距離が近く、学費も米国よりもかなり低いので、多くの私費留学生も日本で法学を学んだ。

国内外の大学院から法学博士などの学位を得た若手教員は新設した法学部の中堅となったり、法学教育の急速な拡大に伴い生ずる人的な要求を満たした。

二 中 国 の 大 学 に お け る 法 学 教 育 の 構 成 お よ び 本 質

中国において法学教育の主体は国立大学である。私立大学はいくつか存在するが、その影響力は低いため、ここでは省略する。

法学系の教育組織を置く大学は二〇一二年に、六二三校を数えるとされるが、それらは大きく以下の三つのタイプに分かれる。

(1) 中央の教育行政部門である教育部に直属する重点総合大学である。これらの大学は物的、人的に豊富な資源を持ち、アカデミックな理論研究をリードする。

(2) 法学系専攻を中心とした巨大な規模を誇る政法大学である。二〇〇〇年以前は中央の司法部の所管であった中国政法、西南政法、華東政法、中南財経政法、西北政法の五校は、圧倒的な教員数、学生数を誇り、多くの

卒業生を司法実務界へ送り込んできた。

(3) 省クラス政府の管轄下にある地方国立大学である。圧倒的多数の国立大学がこの類型に属す。⁽⁷⁾

六二三校の法学教育機構の中で、多くは学部課程「本科」教育を行い、中国法学教育の主力となつてゐる。二〇一〇年の入学生数が一三三六三〇人、在学生数が四八六七五〇人に達してゐる。学部教育では共通の教養必修科目（哲学、政治関連科目、外国語、体育、コンピュータ操作、軍事理論など）、専門必修、専門選択必修、自由選択科目が多彩に用意され、卒業に必要な単位数は一四〇単位と設定される。専門必修科目のうち一六科目は「すなわち、法理学、中国法制史、憲法学、行政法・行政訴訟法、民法、刑法、国際法、国際経済法、国際私法、知的財産法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、経済法学、環境資源法、労働・社会保障法」教育部によつてコア科目「核心課程」に指定され、全国のどの法学部でも必修科目とされてゐるものである。教育方法は大半が伝統的な一方的講義形式で、抽象的な「理論」と「学説」と法律規定の紹介が主な内容である。しかし、アメリカの影響を受けて、裁判例を用いたケースメソッドやリーガル・クリニック「診所法律教育」という臨床的な教育方法が全国の約二〇〇の法学部で試験的に導入され始めた。

法学修士は元々研究型人材の育成を目的とした課程で、学士教育の上級レベル教育を受け、その入学者の多くは法学部の卒業生である。法学修士は教育部の分野分類により学生を募集し、教育活動を行ふ。分野分類によると、法理学、法制史、憲法と行政法、経済法学、民法学、刑法学、訴訟法学、国際法、環境法、軍事法学に分けて、分野ごとに学生対象にカリキュラムを編んで、関係がある授業と修士論文を指導する。

二〇〇九年時点で全国の一九七大学と研究所に学生募集資格が与えられている。修士課程の学制は学校によつて多少違つて、二年ないし三年で、三一から四〇までの単位を取得し、特定の指導教員の下で修士論文を完成させる

ことが求められる。修士学生の入学者は二〇一〇年に約二五〇〇〇人、在学総数は七七〇〇〇人となつてゐる。現在では大都市の大学の多くは教員として新規採用する場合、博士学位を応募資格とする傾向にあり、現実には修士だけで研究者としての職に就くことは不可能となり、博士課程に進学するほか、多くの修士取得者は普通の実務関係の仕事に就く。一般的に、法学修士というコースは大学で法学を専攻した学生を対象とした大学院レベルの法学教育であるが、それと平行して主に大学で法学を専攻していない学生を対象に行う第二の修士コースも一九九六年から実施され始めた。法律修士という教育制度はアメリカのロースクールから着想を得て創設されたが、これは後ほど日本と韓国の制度を比較しながら、紹介し分析する。

中国で法学博士が設けられたのは一九八二年以降のことであり、最初の博士は一九八六年に誕生した。博士課程の学生を募集することは教育部が認可した少數の大学の特定の専攻にだけ認められた特権であり、博士課程の指導教員となる資格「博導」は学界の最高権威者であることを示すシンボルであった。⁽⁸⁾しかし、その後、急速に博士授与権が拡大され、二〇一〇年現在で三七の大学、研究所に「法学博士点」が設置されている。高学歴志向の強い中国では博士取得を目指す者は多く、入学競争倍率が一〇倍を超える大学もある。二〇一〇年には入学者が三五二九人、在学者は一三一五二人に達し、法学博士は量産体制に入つてゐる。

前述したように、中国における法学教育の規模は短期間に倍増し、結果として法学教育の供給は需要を大きく上回つて、法学の質への批判が目立つてきた。とくにこの間、法学専攻の就職率は最低となり、法律の改革が提唱され、中国では学部レベルの法学教育を取り消し、アメリカのような大学院レベルの法曹養成モデルを採るべきだという提言もなされてきた。二〇〇六年、中国において開催された「第三回中外大学校長論壇」で、アモイ大学校長朱崇実氏などの代表は、アメリカでの経験から学んで学部レベルの法学教育を廃止するべきと発言した。⁽⁹⁾この発言

は大きく報道され、法学教育界に広範囲にわたる反応をひきおこした。そのあと、法学教育における本科生（学部生）不要論をめぐって、中国法学教育の性格について、特に中国法学教育界の公的組織である「中国法学教学指導委員会」と「中国法学教育研究会」の年次大会で、しばしば議論が提起された。

これに対して、当時の中国法学教育法学会副会長である張文顯教授は二〇〇六年に大連で司法部が開催した検討会で「法学本科を廃止すべき」の世論に対し、教育部には法学本科教育を廃止する計画はなく、ある大学の校長が法学本科教育についての考え方を発表することは、ただ個人的な観点によるものであり、法学部廃止論には賛同し難い。法学本科卒業生は経験が足りないために、法学本科を廃止するという理由は成り立たない。大学が修士レベル以上の大学院教育を開拓することは、学部での教育がないと不可能になると指摘した。張文顯教授によるこの論点は二〇〇八年に当時の「中国法学教学指導委員会」と「中国法学教育研究会」の会長を務めた曾憲義と副会長の張文両氏が共同であらわした「学部レベルの法学教育は素質教育に属す」（法学本科教育属于素质教育）という論文の中に反映された。^{〔10〕}以下では、両氏の論文の要旨をまとめながら、中国法学教育の性格について検討してみよう。

両氏は中国での法学教育の歴史を検討したうえで、中国の学部レベルの法学教育は素質教育と論じた。素質教育というのは、公民教育と一定の法律専門教育などを指す。つまり、中国における学部レベルの教育は学生に人文知識、法律知識を勉強させ、社会に進出してから、質が高い公民としたり、各分野で活躍できる法律人材を養成するものである。そのために、大学で、法律各分野の授業のほかに、数学などの自然科学、マルクス主義理論などの哲学、心理学、歴史学、言語・文学、芸術、外国語、経済、コンピュータ、体育、および軍事理論もカリキュラムに編み、学生に習得させた。学部レベルの教育は職業に従事することを想定していないので、法曹資格を取る司法試験の受験資格も正式の法学教育の背景に限つていはない。法学を勉強した学生の就職先を見ると、裁判官、検察官、弁護士

の道を歩む人は僅か五分の一でしかない。人民大学法学部の二〇一二年の就職先を例にとると、本科生は弁護士事務所に勤める者が五・三三%、企業法務を担当する者は二・五〇%、裁判官と検察官を含む国家公務員になる者は一三・一七%、国営企業である金融機構で働く者は五・八三%であるのに対し、留学と進学の道を選ぶ学生は七・六七%で圧倒的に多い。本科生の多くが進学するのと違つて、法学修士と法律修士の場合は、多くの卒業生は就職の道を歩む。法学修士の場合は、一一・二九%が弁護士事務所、一八・七一%が企業顧問、二〇・二九%が裁判官と検察官を含む国家公務員、二三・四三%が金融機構に就くことに対し、約一七%の法学修学生が留学と博士課程などへの進学の道を選んだ。法律修士の就職先は法学修士とやや違つて、留学や進学する人は少なく、僅か四%しか占めておらず、多くの人は実務関係の仕事に就いた。たとえば、二〇一二年人民大学法学院の卒業生の就職先は弁護士事務所に八・二三%、企業関係の仕事に二二・一四%、裁判官と検察官を含む公務員に二三・〇五%、金融機構に三〇・五一%という具合である。

中国の法学教育のシステムでは、各学位の教育コースはその教育の目標には法曹資格とのつながりがなく、学部レベルでも、大学院レベルの法学教育でも法曹資格とは無関係である。前述したように、そもそも研究能力を養成するために、法学修士と法学博士教育を開始したが、大学院教育の規模拡大があまりにも早すぎて、修士、および博士号をとつても、アカデミックな仕事に就くことが困難となり、結局、多くの大学院生は多岐に渡る分野で法律関係の実務に就く。大学院生の就職先は変化しても、大学院での教育の仕組みはまだ変わってきてないので、教育のあり方と実際との間がかなり乖離してきた。

三 アメリカ化か、あるいは本土化か？ 法律修士制度（J.M.）の導入と

中国法学教育改革のあり方——法科大学院との比較から

二〇世紀末から、中国は法学教育改革を推進した。一九九五年四月、中国国務院学位委員会の「法律専門修士学位の設立に関する報告」を通じ、中国人民大学などの八校の大学が最初の予備実験校と認められ、全国から五三九人の法律専門修士を募集した。「法律修士」と略称され、伝統的な法学修士と区別した⁽¹⁾。国務院学位事務室の統計によると、一九九五年から二〇一〇年にかけて、計一一七の大学、研究所に設置され、年間入学数は約二万人で、十数万人の学生が卒業した。

法律修士は「高級で応用型な法律専門人材を育成する」ために、アメリカのロースクールから着想を得て創設されたが、複合型、実務指向という教育のあり方を強調した。このコースは設立当初、法学を専攻していない大学卒業生に応募資格を与えたが、法院（裁判所）、検察院、司法行政部門、警察、政府機関、人民代表大会などの在職者向けコースも設けられていた。したがって、在職者の中で、実際大学で法学を専攻した人も、法律修士を取得することができる。フルタイムの学生については、二〇〇九年までに基本的に法学を専攻していないことを前提としていたが、職を見つけられない法学卒業生に行き場を提供するために、二〇〇九年から法学卒業生をも受け入れるようになった⁽²⁾。大学で、法律修士を二つにわけ、法学を専攻した法律修士は二年制、法学を専攻していない法律修士は三年制、必修の単位数とカリキュラムも法律修士のタイプによつて異なる。

アメリカのJ.D.教育をモデルにした専門学位として、法律修士が様々な知識背景を持つている大学卒業生に向けて、法学教育を開拓し、法律の応用性と職業スキル訓練を重視していると掲げたが、制度上も、教える仕組みに

も大きな変化は見られない。以下では、アメリカのJ.D.プログラム、日本の法科大学院、韓国の法学専門学院制度と比較した上で、中国の法律修士制度を紹介する。

興味深い現象として、東アジアにおいて、アメリカの制度を参照して、複合型、実務的な法科人材養成を大学院レベルで模索しようという動きがほぼ同じ時期に出てきたが、制度デザインの結果はかなり違っている。中国の法律修士制度は米国の制度との差異がもつとも大きくて、日本の法科大学院制度と韓国の法学専門大学院制度はより米国のJ.D.教育と近い。

さて、この中日韓三か国において、今回の法学教育改革の共通点は何であろうか。

(1) 東アジア三国が米国から法学教育制度を受け継ぐにあたっての共通点

三か国は、多様な知識背景がある学生を対象に、比較的成熟した大学卒業生向けに大学院生レベルで実務指向の法学教育を行うという点において共通している。そこにアメリカの法学教育からの影響が見られる。また、実務教育を強調し、法学教育の方式と方法の改革を行って、学生の実務能力の養成を重視することなどの点でも、三国の教育目標は類似している。この三か国は、自国固有の法学教育制度のほかに新しく学位を設け、既存の法学教育システムとの制度上の区別も鮮明である。中国では新しく法律修士学位を作つて、それがJ.M. (Juris Master)と呼ばれ、“Juris”というのはアメリカのJ.D.学位からの影響を受けたゆえんである。日本の法科大学院制度は伝統的な学士、修士および博士学位と違つて、『法務博士』という英文 (Juris Doctor) の直訳となり、アメリカの影響は一層鮮明である。

- (2) 法律修士制度が有する法科大学院制度と法学専門大学院制度との相違しかし、比較すると中国、日本および韓国の三か国の制度改革はアプローチと結果においてかなり相違がある。

第一は、日本、韓国と違つて、中国の法律修士はアメリカのような選考方式をとらず、全国の統一試験で、政治、外國語および法律知識関係の科目でテストされていることである。⁽¹⁴⁾ 日本と韓国においてアメリカのように、LSATのような素質と分析能力を考察しながら、面接試験で合格を決めていることはより合理的で、中国では法律を勉強していない受験生に専門的な知識をテストすることは無理だと批判を浴びている。

第二は、中国では法律修士学位が養成の内容と方式では根本的な変化はしていないことである。日本と韓国では、実務教育を確保するために、いろいろな改革を工夫してきた。たとえば、実務経験を持つ実務家を法科大学院に派遣できる制度として、日本では、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」、「法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律」などの法律整備と人員支援を行つてはいるが、中国ではこのような努力は見られず、主に、法学部と大学院で教えた教員が法律修士の授業を担当している。教育の仕方の面にも、法学部のような大教室での一方的講義の授業が多く、実務的な内容はまだ充実していないのが現実である。

第三に、一番重要なことであるが、中国の法律修士制度が実施されても、それは法曹資格取得と関係せず、この点において、日本と韓国およびアメリカの仕組みとはまったく相違している。アメリカの制度でも、日本と韓国の制度でも、法務博士は司法試験の応募資格を取得する点で共通である。日本と韓国では大学の法学教育は法曹養成のプロセスの一環として有機的に連携していることが強調されるが、中国では、このような制度設計はまったくなされていないのである。

総括すると、日本と韓国新しい法学教育制度が従来の法学教育体系と明確に区別されていることに対しても、中国の法律修士は法学の学生に多様化をもたらしたが、従来の法学教育体系にかなり依存することで、制度の面にお

いても、教学の面においても根本的な変化とはいえない。従つて、中国の法律修士制度はアメリカの制度をモデルとしても、我国における本土化の色彩が濃く残されている。

四 法学教育の発展における統一試験の役割について

中国では一九八六年、初めて弁護士試験を実施したが、一九九五年までは裁判官と検察官の選抜試験はなかつたのである。一九九五年に「裁判官（法官）法」と「検察官法」が成立するとともに、初めて裁判官試験と検察官試験を実施したが、人民法院と人民検察院の内部向けの試験だったので、あまり評価されていなかつた。一九九七年から中国共産党指導部が司法改革を積極的に推進してきた流れの中で、法の執行の担い手としての法曹と、法曹選抜制度改革が司法改革の重要な一環として位置付けられ、着々と実施に移ってきた。二〇〇一年六月に予定通り全人代常務委員会で「法官法」と「檢察官法」の改正案を審議するにあたつて、統一司法試験制度を導入しようという提言が採用され、その両法律に「初任法官、検察官および弁護士資格取得について、国家は統一の司法試験制度を実施する」と規定するにいたつた。その法律の改正に基づき、司法部をはじめ、最高人民法院、および最高人民検察院は連名で「国家司法試験実施弁法」を公表した。このようにして、法曹資格の統一を図った司法試験制度が誕生したのである。二〇〇二年三月に中華人民共和国史上初めての司法試験が行われた。中国の統一司法試験は年に一回、今まですでに、一二回行われてきた。二〇〇二年の第一回司法試験では応募者が三六万人に達し、実際の受験者は三一万人であった。この受験者のうち、二四八〇〇名が合格し、合格率は七・九%であつた。制度的に見てみると、中国の司法試験の導入は余りに急激ではあるようと思えるが、司法改革の流れから見れば、二一世紀初頭において、司法改革の最も重要かつ司法制度改革全般に関わる成果だと位置付けられ、司法試験制度の導入に

よつて、法律の担い手たるリーガルプロフェッショնの質を高められると、実務家と学者からは高く評価されに至つた。⁽¹⁶⁾

中国の統一司法試験は日本の旧司法試験のように誰でも受験しうるものではなくて、日本の新司法試験のように基本的に法科大学院卒業生に限つてはいるものでもなく、「法官法」、「検察官法」および「弁護士法」に規定した初任の裁判官、検察官、および弁護士になる条件を満たした場合、受験資格が認められる。つまり、専攻を問わずに、原則として、大卒以上の学歴を持たないと受験できない、というように応募資格を限定している。しかし、中国は余りにも広すぎて、各地の教育水準および法曹状況を考慮した特例として、二〇〇二年に初めて行つた司法試験は臨時的な措置として、法律を専攻した短大卒業生にも応募することが認められた。このような事情から、同年史上初めて行われた司法試験に応募した人数は最も多く、三六万人を超えた。また、二〇〇三年から、中西部の発達していない地域に限定し、合格後の証明書が受験地で有効である旨の条件つきで、法律を専攻した短大卒の受験資格を認める場合があるが、その地域は司法部の指定によつて決まる。

司法試験は全国統一で、筆記試験によつて行われる。その内容は、「司法試験実施細則」の第七条に規定してあり、「国家司法試験は主に受験者の法律専門知識およびリーガルプロフェッショնに従事する応用能力を判定することを目的としたもので、その内容は基礎法学、応用法学、現行の法律規定、法律実務および法曹倫理とされる」。その内容は四つのテストに配当され、二日間で行う。三つのテストは短答式で機械によつて採点されるが、一つは筆記で大学の教員に採点を行わせている。テスト1は「総合知識のテスト」とも呼ばれ、その内容は法理学、憲法、中外法制史、経済法、国際法、国際私法、国際経済法、および法曹倫理の科目に関わつてはいる。テスト2は刑法と刑事訴訟法の刑事系、および行政法と行政訴訟法も含めるため、「刑事と行政法律制度テスト」といわれている。

テスト3は民法、商法、民事訴訟法を含んでいるので、「民商法律テスト」といわれている。テスト4はケースを分析しながら、小論文を書く形で、受験生に各分野の実定法を適用する能力を判定する狙いである。司法試験の科目を見ると、実際には中国の法学部で開講しなければならないコア科目とほぼ一致している。最初は法制史の科目が受験科目として入っていなかつたのであるが、二〇〇三年の第二回司法試験から含まれるようになった。司法試験出題の範囲が余りにも広すぎたため、どこまでが出題に関わるかは、司法部司法試験管理当局によって「司法試験綱要」が制定され、指定したテキストも出版されて、ある程度把握することができるようになった。試験問題について、全国から専門家を招聘し、司法試験出題委員会（国家司法考試命題委員会）を結成して、試験問題を作成している。

中国では、司法試験は「特定法律職業」に従事するための資格試験として位置づけられた。^[17]毎年、司法部が最高人民法院、最高人民検察院と協議したうえ、合格点数と合格枠を定めるわけである。合格者には司法部により発行される「リーガルプロフェッショントークン証明書」が授与されるが、応募者資格の特別措置に対応して、その証明書もA、B、C三種類に分けられている。A種の「リーガルプロフェッショントークン証明書」は全国どこでも通用し、かつ地域制限なしで有効である。B種の「リーガルプロフェッショントークン証明書」は法律を専攻した短大生で、合格点数に達した受験者に適用される。この種類の合格者は応募条件を低くした優遇を受けたため、応募した地域に限定して有効とされる。C種の「リーガルプロフェッショントークン証明書」は受験資格の学歴条件を低くする優遇を受け、さらに合格点数も全国の統一の合格点数より低くして合格させたので、その証明書も応募した地域だけにおいて有効である。

中国の司法試験では受験資格は原則として短大、あるいは大学を卒業したものに限定しているが、法学教育の背景は不要である。上述したように、法学教育の急速な拡大が新たな司法試験の導入につながったのであるが、司法

試験の応募資格を見れば、法学教育は法曹取得の資格試験と直接的なつながりがないのである。試験内容は教育部が定めた専門必修科目とした一六のコア科目であるが、大学で身に付けた法学知識は必ずしも暗誦式の司法試験に向いているとはいえない。かつ、主体となる学部法学教育では講義という形での法理論と学説の解説を中心とした一般的な法学教育を行つており、幅広い知識を持った一般社会人としての資質養成の目標モデルであるので、即戦力を持つてゐるような法曹養成とはつながりがないのである。

学部教育だけではなくて、大学院での法学教育も同様に法曹養成につながりがない。本来法学修士と法学博士課程は学術研究志向であるが、在学中に法曹資格を取得するために、受験に全力投球するという学生が少なくないものである。法律修士制度は法曹養成を含む実務教育を目的として発足したものであるが、教員の実務経験が乏しいし、実務型教育を行うための教材や教育方法が確立されていない。結局、司法試験に合格するために、学費を負担し、法律修士を含む大学院に進学するより、司法試験の予備学校に通うほうがもつと有利な方策となる。その一方で、司法試験は専攻を問わず、大卒以上であれば、受験を認めるので、司法試験に合格した法律修士学生も珍しくないのである。

したがつて、中国の司法試験受験資格は、法学教育とつながらない仕組みとなつていて、法学教育は法曹養成のプロセスと切離されているのである。このような制度設計は法曹界から大学の法学教育にかけた圧力を緩やかにするが、法学教育の質、特に法学教育の場で法曹の質を向上させるきっかけも失つてしまふ。中国の大学は実務家養成という面ではあまり貢献できていない。

五 未来に向けた中国の法学教育

改革開放以来、特に社会主義法治国家の基本方針を実施してから、中国では法律職業への需要が引き続き拡大している。法学教育の規模は三〇年の間に持続的に増加しつつある。たしかに法学教育規模の急速な拡大現象の背後に非合理的な要素が潜んでいるが、法律職業の数量と質量に対する需要は十分に反映している。特に国際進出に際して中国は、国際法律問題を解決するにはほとんど外國弁護士に頼るほかなく、優れた国際法律人材の養成にむけた期待が一層高まつた。そこで、二〇一二年から実務能力に長じた、応用型、複合型法律人材養成を目指して「卓越した法律人材教育養成計画」なるプロジェクトが始まつた。全国から選ばれた九〇校の大学に国が集中投資を行い、大学が実務部門と連携して法律実務能力を養成しようとするものである。しかし、このような動きも制度改革ではなくて、学部への改革にとどまつたり、また「卓越した法律人材」という改革の目標も余りにも曖昧で、今次の改革の効果に対して著者は疑問視をしている。

しかし、今回のシンポジウムでは法学教育の意義を問う旨で、中国の法学部教育は日本、韓国の状況と違い、依然として過去のようなシステムが存在し機能している。そこで、比較法から見れば、中日韓三か国それぞれに法学教育の改革への動機と圧力もあるが、中国の法律修士、日本の法科大学院制度、および韓国の法学専門大学院制度を見れば、法学教育の面において大きな共通面を持つた三か国でありつつも、その改革へのアプローチはかなり違つてゐる。三か国の中で、韓国では法学専門大学院を開設した大学において法学部を廃止し、過去の制度とまったく訣別したものである。日本では、法科大学院を開いても法学部は存続しているから、韓国に比して旧体系も残つてゐる。中国では、新しい制度を作つても、根本的な改革を行わず、法学部教育はまだ素質教育を目指す法学

教育の主体なのである。いずれにせよ、学部教育を中心として、中国、日本および韓国がいかに法曹養成を志向するように転換するかは重大な問題である。特に、中国では法学教育の質を高めようとすれば、制度改革をしないと目標達成ができないので、ただ頭が痛い時の手当て、足が痛い時の手当てといった対症療法的なアプローチをやめて、韓国と日本の経験を鏡にして、よく議論すべきであると思う。

日本と韓国の経験から見れば、法曹養成というのは大学の法学教育、司法試験、司法研修および職業採用と身分保障などの問題と関連しているから、法学部を廃止することができるかどうか別としても、学部を廃止することだけで、目標達成をしたとはいえないだろう。また、日本と韓国では、原則として新しい法学教育の卒業生に法曹資格試験の受験資格を独占させるというアプローチをとつて、誰でも受験できた旧制度と一線を引くことができたが、受験生の規模と合格人数のバランスを取らないと、深刻な問題も出てくることを、日本の法科大学院制度導入からの教訓として受け止めておく必要がある。韓国は日本の教訓をもとに、妥協のない設置基準を作つた。法学専門学院の数をコントロールし、かつ法学専門大学院設置大学については法学部を法学専門大学院によつて廃止させ、厳しい専任教員基準を作つたことで、日本の法科大学院の欠陥を克服した。しかし、これにしても、韓国の法曹養成の目標が完全に実現したという意味ではない。国家が法科大学院規模をコントロールし、学校間の競争を弱化させる恐れもあり、有効に充実した実務教育を大学によつて実施できるかどうか、未知数である。

中國国内にも法律修士を作る時に、完全なアメリカ式の制度設計を取るべきという声も出ていたが、中国の問題はもつと複雑で、そう簡単に問題解決とはいかない。特に、中国各地の格差が目立ち、法治発展の水準も、法曹内部の状況も法律家への期待も地方によってかなり異なっている。また、人的な準備がきちんとできないと、本当の実務教育が実現できないので、システム的な措置に取り組んでいないままで、単に法学部を廃止し、法律職への参

入資格を法律修士に独占せると、新しい深刻な問題をもたらすと見込まれる。」ののような意味からも、今回のような意見交換を含む真剣な比較研究と理論検討が必要となると思われる。

(原文日本語)

中国における法学教育の検証

- (1) 赫鉄川「中国近代法学留学生与法制近代化」〔中国の近代における法学留学生と法制近代化〕、一九九七年「法学研究」第六期。
- (2) 湯能松など「探索的軌跡——中国法学教育發展史略」、三八七頁、法律出版社、一九九五年九月。
- (3) 同注(2)、四〇六頁。
- (4) 霍憲丹「法律教育：從社会人到法律人的中国実践」、一一〇—一二〇頁、中国政法大学出版社、一一〇一〇年七月第一版。
- (5) 劉惠生「法学卒業生就職不樂觀」、「法制週末」、二〇一一年一月二二日。
- (6) Xiangshun Ding, From Reception to Collaboration: A Study of the Legal Education Exchange Between China and the United States since 1980's, China Legal Science, Vol. 3, 2013.
- (7) 木間正道、鈴木賢、高見澤磨、宇田川幸則著『現代中国法入門』（第六版）、有斐閣、二〇一一年一〇月、二二六一頁。
- (8) 前掲、木間、二六八頁。
- (9) 二〇〇六年七月一九日『*青岛早報*』を参照。
- (10) 曾憲義、張文顯、「法学本科教育属素质教育」、「法学家」、二〇〇三年第六期。
- (11) 霍憲丹編集長：「中国法律専門学位教育の実践と探索」、法律出版社、二〇〇一年版、第二頁。
- (12) 前掲、木間、三六九頁。
- (13) 王健「法律修士教育に注意する幾つかの問題」を参照、「甘肅政法学院学報」、二〇〇九年第一期。
- (14) 試験の科目は法理学、中国法制史、憲法、民法、刑法を含める。
- (15) 日本では現在、「適性試験管理委員会」が主催する法科大学院適性試験と「公益財團法人日弁連法務研究財團」が主催する入学適性試験がある。韓国は法学適性試験と外国语能力試験を選考の根拠として学生募集する。

(16)

(17)

(18)

丁相順「中国司法考試制度的創建和發展」、「中国司法」第一〇号、二一〇〇八年。
「国家司法試験実施方法」第二条一項。
「国家司法試験実施方法（試行）」第一六条。